有限会社泉山林業

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2026 年 7 月 17 日

Procrea 青森みちのく銀行

株式会社青森みちのく銀行（以下、当行）は有限会社泉山林業（以下、当社）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンス（以下、PIF）を実施するにあたって、当社の事業活動が環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価し、「ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書」（以下、本評価書）を作成した。

本評価書における分析・評価は、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「PIF 原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させたうえで、当行が開発した評価体系に基づいて行っている。

なお、当行が開発した当該評価体系については、株式会社日本格付研究所（以下、JCR）から第三者意見書の提供を受けている。

【評価対象のファイナンス概要】

企　業　名	有限会社泉山林業
借 入 金 額	70,000,000 円
資 金 使 途	設備資金
借 入 期 間	7 年

【目次】

1．企業概要……4

（1）企業情報……4

（2）事業活動……5

（3）経営方針……7

（4）サステナビリティ……8

2．インパクトの特定・評価……15

（1）インパクト分析……15

（2）ロジックモデルによる整理……16

（3）インパクトの特定……17

（4）インパクトニーズの確認……19

（5）インパクトの評価……22

3．モニタリング……24

（1）当社におけるモニタリング体制……24

（2）当行によるモニタリング体制……24

© Aomori Michinoku Bank, Ltd.

1．企業概要

（1）企業情報

■　企業情報

企　業　名	有限会社泉山林業
所　在　地	青森県三戸郡南部町大字小向字二又 79
代　表　者	代表取締役　泉山　真一
設　　立	2000 年 3 月 30 日
資　本　金	300 万円
売　上　高	7.0 億円　（2026 年 3 月期）
従 業 員 数	20 人　　（2026 年 3 月期）
事 業 内 容	・　森林整備事業 ・　素材生産事業 ・　造林事業 ・　バイオマス発電用木材チップ生産・販売事業
事 業 拠 点	・　本社　　（青森県三戸郡南部町大字小向字二又 79） ・　チップ工場　（青森県三戸郡田子町日ノ沢 4-5） ・　貯木場　　（青森県三戸郡田子町日ノ沢 4-5 他）
主 要 取 引 先	青森県森林組合連合会/ 住友林業フォレストサービス株式会社

■　沿革

1975 年 1 月	泉山美徳氏が木材搬送業を開業
2000 年 3 月	有限会社泉山林業として法人成り 泉山美徳氏が代表取締役就任
2020 年 1 月	泉山真一氏が代表取締役就任

© Aomori Michinoku Bank, Ltd.

（2）事業活動

当社は木材搬送業を祖業に、1975 年 1 月に青森県三戸郡南部町に創業。南部町を中心とした三八地域を主な営業エリアとしている。

主な事業は、森林整備事業、三戸地方森林組合からの素材生産請負事業と、国有林や民有林の購入による素材生産事業、造林事業請負及びバイオマス発電事業の燃料となる木材チップの生産・販売事業の４つとなっている。

＜伐採の様子＞

＜木材の計測＞

（出所）当社撮影

当社では、伐採時に山に残される「林地残材」の回収・加工を行い、未利用森林資源を木材チップに加工し、バイオマス発電事業者に販売している。三八地域において、バイオマス発電用の木材チップの生産・販売を行っているのは当社のみであり、当該地域において競争優位を発揮することができている。

＜ビジネス商流図＞

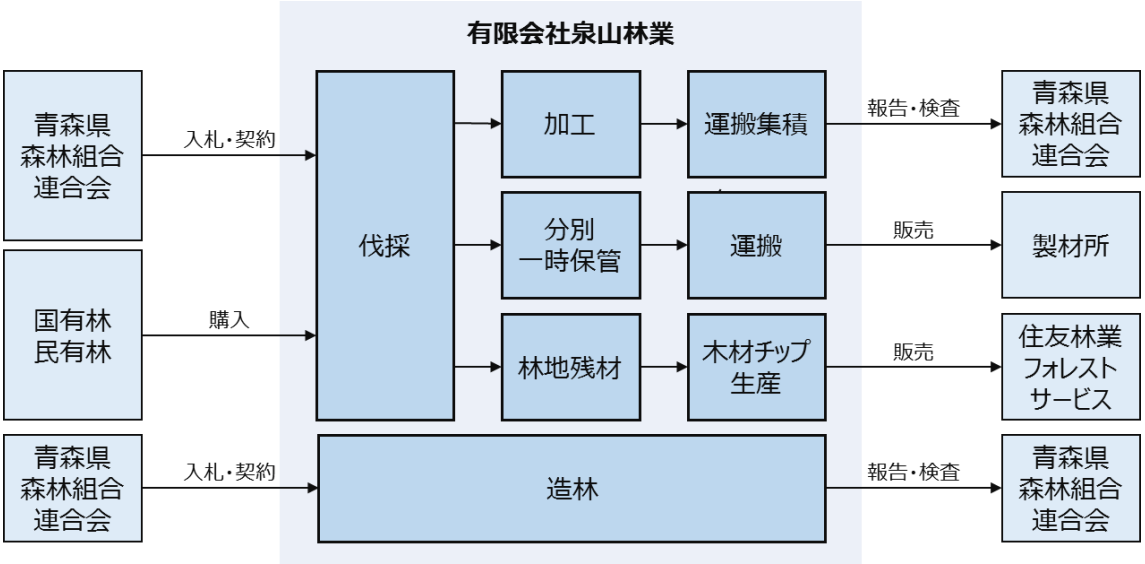

（出所）当社へのヒアリングにより当行作成

当社は生産部・運送部・造林部・チップ生産部の４つの事業部門に分かれており、取締役会にて各部門を統括している。

生産部は２班体制となっており、主に国有林・私有林の伐採を担当する班と、素材生産請負事業を担う班に分かれて活動を行っている。

運送部は、生産部によって伐採され販売できる状態まで加工された丸太を、青森県十和田市や岩手県、秋田県、宮城県などの製材加工会社まで運搬を行っている。

造林部は、木々の枝や幹、雑草を整理する「地拵え（じごしらえ）」や木の苗を植林する「植付」、木々に日光が当たりやすくなるよう雑草や枝を刈り払う「下刈り」などを担っている。

＜運送部＞

＜生産部＞

＜造林部＞

＜チップ生産部＞

（出所）当社撮影

＜組織図＞

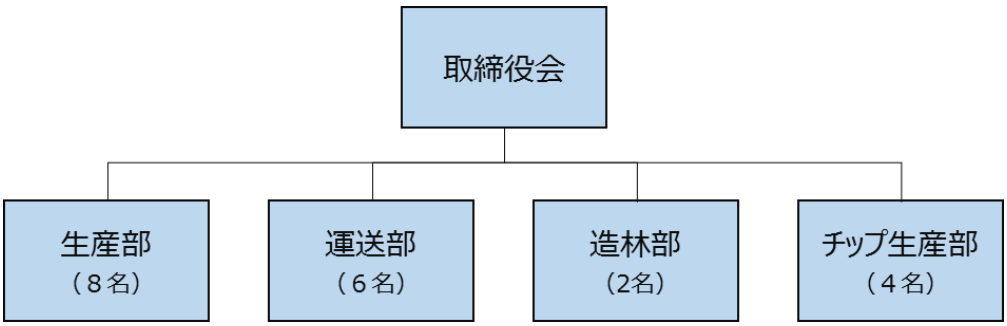

（出所）当社へのヒアリングにより当行作成

＜主な取得認証・制度登録等＞

制度名	制度概要
林業労働力の確保の促進に関する法律 認定事業主	林業の健全な発展と林業労働者の雇用の安定に寄与するため、林業事業主による「雇用管理の改善」と「事業の合理化」を一体的に促進するために必要な措置を定めた法律。
木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン 認定事業者	木材や木材製品が、生産国の法令を遵守して合法的に伐採されたものであり、かつ、森林が持続可能な方法で適切に管理されていることを証明するガイドライン。
発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン 認定事業者	「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（FIT 法）」に基づく固定価格買取制度の対象となる木質バイオマス燃料が、定められた基準（合法性、持続可能性、原料区分など）を満たしていることを証明するガイドライン。

（出所）農林水産省 HP、林野庁 HP より引用

（3）経営方針

当社の企業方針を以下のように定めている。

企業方針
林業を通じて地域社会に貢献する。 森林を適切に保護、管理し、次世代へ資源をつなぐ責任を担うこと、木材資源を必要とする人たちに、素材生産をしていく。

（出所）ヒアリングにより当行作成

（4）サステナビリティ

当社のサステナビリティに関する中長期的な方向性や具体的な取り組み内容を示したSDGs 宣言書を作成し、対外公表を行っている。

有限会社泉山林業

SDGs 宣言書

当社は、経営理念である**「林業を通じて地域社会に貢献する」**を体現するため、SDGsの達成に向け、以下の取り組みを実施していくことを宣言します。

２０２２年８月

テーマ	具体的な取組	関連するゴール
従業員を大切に 地域・社会活動の 情報発信の推進	・従業員が働きがいを持ち活躍できる会社を目指し、労働環境の整備や人材育成に継続して取り組みます。 ・地域社会の一員として、地域・社会への貢献活動を積極的に行い、地域の魅力を広く社内外に情報発信いたします。	
環境に配慮した 持続的な企業経営	・森林保全を通して、豊かな森を育み、持続可能な森林経営に取り組んでいきます。 ・LEDライトなど省エネに貢献する設備を導入し、地球温暖化対策に貢献します。	
地域社会とともに 林業の発展に貢献	・地域の児童/学生に対する森林環境教育を積極的に行い、林業の更なる普及活性化に向けて取り組んでいきます。	

SDGsとは

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、2015年9月に国連で採択された2030年までの国際目標。「地球上の誰一人取り残さない」をスローガンに、持続可能な社会の実現を目指しており、経済・社会・環境などの分野で17の目標と169のターゲットで構成されています。

(出所)当社提供資料

A.環境面

■ **再造林事業を通じた森林の再生**

当社は再造林事業を通じて、地球温暖化対策や 2050 年ネット・ゼロ実現に貢献している。森林は CO_2 の吸収源としての機能があり、地球温暖化防止には、温室効果ガスの排出削減対策とともに、森林等の吸収源による対策が重要である。特に成長過程の若い木は高齢木に比べて CO_2 の吸収量が高い傾向にあるため、再造林により森林の「若返り」を図ることでより多くの CO_2 の吸収を期待することができる。

<林業におけるネット・ゼロ実現に向けた取り組み>

（出所）林野庁「森林・林業・木材産業の現状と課題」より引用

再造林は伐採後の森林を再び育てるための欠かせない取り組みであるが、一般的にはコストや労働力等の課題があり、その実行は容易ではない。

当社においては、持続的な林業基盤の構築に向けて伐採から伐採後の再造林までを一体的に行う体制を整備している。また、自社で伐採した箇所については、必ず自社で再造林を実施する方針としており、2025 年度の全伐採面積約 40ha に対しても、再造林率 100%を達成している。再造林を通じた林業のネット・ゼロの実現への取り組みは、今後も継続する方針である。

■ **環境に配慮した事業活動**

当社の主な CO_2 排出源は現場で使用する重機や車両であるが、燃費の良い車両を積極的に使用することで CO_2 の排出抑制に貢献している。

事業拡大に伴い重機や車両を継続的に増台しているため、全面的な更新には着手できていないものの、当社が所有する重機・車両はすべて排出ガス規制をクリアしており、かつ低燃費かつ排ガス性能が高い新しい重機・車両の割合は 4 割を占めている。これにより、CO_2 排出量の削減や大気汚染の発生防止に貢献している。

＜重機・車両の保有状況（2026 年 3 月時点）＞

種類	台数	種類	台数
大型トラック	6 台	伐採用重機	24 台
中型トラック	4 台	乗用車	8 台
小型トラック	2 台		

使用している重機・車両については、法令点検に加え、定期的なメンテナンスを実施することで、重機・車両自体の長寿命化が図られていることに加え、現場での油漏れ等による土壌汚染の発生防止にも貢献している。

また今後は、事業全体による CO_2 排出量の可視化や削減計画の策定にも取り組む方針である。

＜使用している車両・建機＞

(出所)当社提供資料

■ **廃棄物削減への取り組み**

当社は、事業活動による廃棄物を最小限にする活動を通じて、産業廃棄物の発生を抑制している。廃棄物の主な発生源は、伐採によって生じる枝葉や端材（林地残材）となるが、回収の手間やコストの問題から、山林に放棄されるケースも少なくない。当社は、林地残材が山林に放棄されないようすべて回収の上、バイオマス燃料としての活用を行っている。美しい山林の維持に向けて、当社が保有するノウハウや経験を活用し、事業によって生じる資源を余すことなく活用できる体制が整備されている。

また、事務所内においても、ごみの分別徹底や紙の無駄遣い防止といった、細かな積み重ねにより、廃棄物の発生を抑制している。

■ **土壌の保護・生物への住処の提供**

当社は森林整備や治山事業などを通じて、生物多様性の保全に貢献している。森林は雨水を蓄える機能や土壌の流出を防ぐ機能を高く保有しているため、森林の適切な管理を通じて、生物の生息環境の安定にも寄与している。

森林経営計画に基づいた適切な間伐は林内への太陽光の透過量を増やし、林床の植生や土壌動物の多様性を高める効果がある。また上述のような「伐る」→「使う」→「植える」→「育てる」という持続可能な循環利用システムは、森林の若返りを促し、生態系の健全性を保つことにもつながる。

当社は国土保全や水源涵養等の公益的機能が発揮される保安林の治山事業などを通じて、豪雨などに伴う土砂災害の防災・減災対策などにも貢献している。

また当社では木材及び林地残材の搬出にあたり、地形に沿った「スイッチバック方式」による路網設計を採用しており、作業道の最小化と最適化を実現している。これにより、土砂流出や林地崩壊のリスクを大きく軽減するとともに、過度な路網整備による森林分断を防ぐことで、動植物の生息域の保全が図られている。

＜作業の様子＞

(出所)当社提供資料

© Aomori Michinoku Bank, Ltd.

B.社会面

■ **バイオマス燃料としての木質チップ生産**

当社は伐採した木材をバイオマス燃料として販売することを通じて、再生可能エネルギーへのアクセス向上に貢献している。当社で生産された木材の約 4 割は、バイオマス燃料として木質チップに加工されているが、その大部分はバイオマス発電施設を保有する住友林業フォレストサービス株式会社向けに出荷・販売されている。

木質バイオマス燃料のエネルギー利用により石炭や重油などの化石燃料の使用を代替することが可能であり、新規の化石燃料の採取を抑制することにも繋がっている。

また、バイオマス発電に適した木質チップであることを証明するため、当社は「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の認定事業者としての登録も受けており、ガイドラインに則った適切な木材の管理を行っている。

<チップ生産の様子>

（出所）当社提供資料

■ **住環境整備への貢献**

当社は林業による木材生産により、木造住宅の普及やサプライチェーンによる環境負荷の軽減に貢献している。木材は鉄等の他資材に比べ製造時のエネルギー消費が少なく、建設段階の床面積当たりで CO_2 排出量を約 3/5 に削減することが可能である。

当社で伐採された木材の 6 割は住宅用途として活用されており、かつ青森県内の製材所に多く木材を出荷しているなど、地域における資源循環や住環境整備の観点からも重要な役割を担っている。

■ **安心安全な労働環境の整備**

林業業界においては、労働災害の発生率の高さが課題であり、近年の法整備などにより労災発生率は減少傾向にあるものの、他産業と比較すると依然として発生率は高い傾向にあり、労災対策は業界全体として取り組むべき課題として認識されている。

当社では労災の発生防止対策として、作業方法の安全化や作業環境の改善等の基本的な取り組みの徹底を図っており、朝礼時に注意喚起を行うことで、安全意識の醸成を図っている。こうした取り組みの結果、2010 年から現在に至るまで、休業 4 日以上の労災はゼロを継続している。

従業員の心身の健康を維持するため、健康経営の取り組みも行っており、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の受診率 100%維持や、有所見者への受診や治療についても継続的に実施するよう働きかけを行っている。

有給休暇については、年間の平均有休取得日数は 6 日と法的義務以上の水準を満たしている。継続的な勤務を希望する従業員が多く全産業平均に比べやや低い水準となるが、今後は経営陣からの取得奨励や土曜日休業の導入等により、有給休暇の取得日数を増加させる方針としている。

残業時間については、土日出勤の勤務時間も加算されているが、基本的に運送部門を除く部門で残業は発生していないため直近実績は月平均 10 時間と、平均的な残業時間水準となっている。今後も 36 協定を遵守しつつ、残業時間を最小限に抑えられるよう働きかけを行っていく方針である。

■ **働きやすい労働環境の整備**

当社は地域の平均水準以上の給与支給を通じて、従業員の生活基盤の確保や就労意欲の向上に取り組んでいる。給与水準については、地区内の同業他社相場を勘案しながら、県内平均よりも高い水準に設定を行っている。また、各種保険制度や通勤手当等の諸手当、休暇制度などの福利厚生の充実を図っている。これらの取り組みが、離職者率の低位維持にもつながっている。

当社はバイオマス発電用チップ製造事業等の拡大に伴い、新規採用者を積極的に雇用する方針であることに加え、従業員の多様性を尊重し全従業員が活躍できる職場環境づくりを行っている。女性従業員の割合は 5%となっており、ワークライフバランスの推進に向けて、産休・育休や介護休暇が取得可能な制度を整備している。また、育児休暇については、直近においては対象者が不在のため取得実績はないが、男女ともに取得可能な体制を整備している。またハラスメントについても就業規則において、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの禁止を明記している。

■ **従業員のスキルアップ支援**

当社は従業員のスキルアップ支援の一環として、林野庁の「緑の雇用」事業を積極的に活用している。林業は現場での技術力が一定程度求められ、かつ労働安全対策が課題であることから、「緑の雇用」事業を活用し、新規就業者の確保と現場技能者としての段階的・体系的な育成を行っている。

林業未経験者は入社後すぐに「緑の雇用」事業による研修カリキュラムに参加し、一人前の林業作業士（フォレストワーカー）になるまで、数年にわたって実地訓練や研修を行うフローを確立している。

＜「緑の雇用」事業等による現場技能者の確保・育成＞

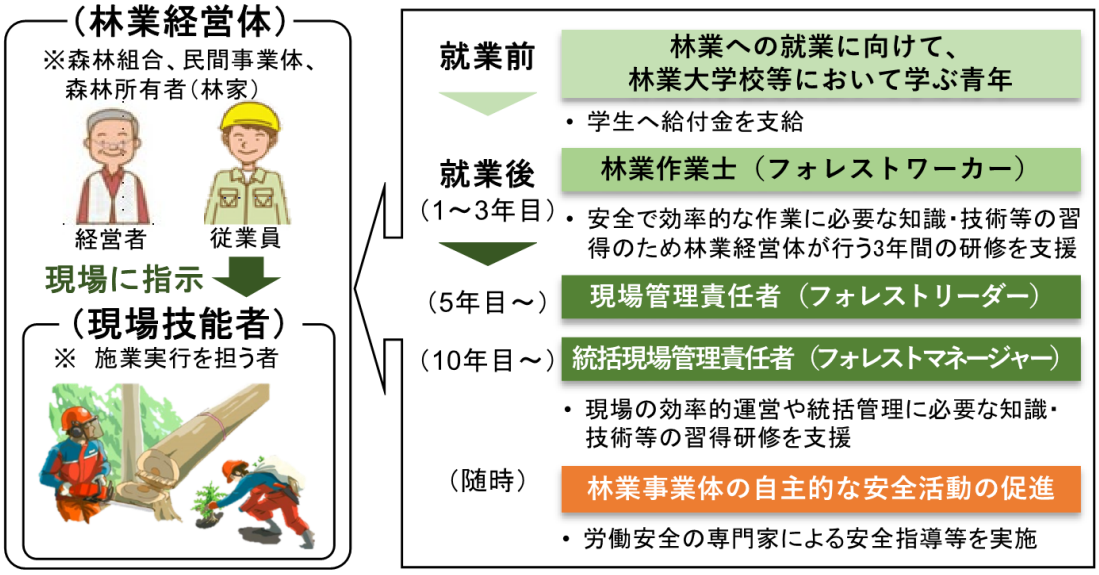

（出所）林野庁「森林・林業・木材産業の現状と課題」より引用

また、その他業務上必要となる資格や免許の資格取得にかかる費用や、技術力向上に向けた講習の受講に関する費用などは、すべて会社が負担しており、従業員のスキルアップに向けた環境整備にも取り組んでいる。

＜従業員の保有資格（2026 年 3 月時点）＞

資格	人数	資格	人数
フォレストリーダー	3 人	フォレストマネージャー	1 人
伐木等業務	16 人	伐木等機械運転	7 人
造林作業指揮者	2 人	伐木等業務従事者教育	4 人

（出所）当社資料より当行作成

2．インパクトの特定・評価

（1）インパクト分析

UNEP FI が公表しているインパクトレーダーにより特定された当社のポジティブインパクト（PI）及びネガティブインパクト（NI）は以下の通り。

国際標準産業分類			0220		0210		1610	
			伐採業		造林その他の林業活動		製材業及び木材平削り業	
大分類	インパクトエリア	インパクトトピック	PI	NI	PI	NI	PI	NI
社会	人格と人の安全保障	紛争		●				
		現代奴隷		●●		●●		
		児童労働		●●		●●		
		データプライバシー						
		自然災害		●●		●●		
	健康および安全性	–		●●		●●		●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水		●●		●●		
		食料						
		エネルギー						
		住居	●	●			●	
		健康と衛生						
		教育						
		移動手段						
		情報						
		コネクティビティ						
		文化と伝統						
		ファイナンス						
	生計	雇用	●●		●●		●	
		賃金	●	●●	●	●●	●	●●
		社会的保護		●●		●●		●
	平等と正義	ジェンダー平等		●●		●●		
		民族・人種平等		●●		●●		
		年齢差別						
		その他の社会的弱者		●●		●●		
経済	強固な制度平和安定	法の支配						
		市民的自由						
	健全な経済	セクターの多様性						
		零細・中小企業の繁栄					●	
	インフラ	–						
	経済収束	–						
環境	気候の安定性	–		●●	●●			●
	生物多様性と生態系	水域						
		大気						
		土壌			●●			
		生物種		●●	●●	●●		
		生息地		●●	●●	●●		
	サーキュラリティ	資源強度		●●		●		●●
		廃棄物		●		●		●

●：関連のあるカテゴリ、●●：関連の強いカテゴリ

（2）ロジックモデルによる整理

当社のバリューチェーンに基づきロジックモデルを作成し、以下のように当社のインパクトを整理した。ロジックモデルにおいては、６つの資本（財務資本、知的資本、人的資本、製造資本、社会関係資本、自然資本）の観点から、どのような「インプット」を用いて「事業活動」を行い、その結果としてどのような「アウトプット」が生じるか、そしてそのアウトプットがどのような「アウトカム」を引き起こすかの整理を行った。

	財務資本	製造資本	知的資本	人的資本	社会関係資本	自然資本
インプット	・高いキャッシュフロー水準 ・安定的な資金繰り状況	・重機・車両 ・倉庫	・林業に関するノウハウ ・地区内の知名度	・従業員のスキルや経験 ・事業拡大に取り組む姿勢	・地域社会との関係性 ・取引先や協力企業との関係性	・地域の自然資源 ・エネルギー利用
事業活動	サプライチェーン：国有林・造林 入札 民有林 購入 → 伐採 造林 → 運搬・輸送 → 報告・検査 原木販売 経営管理・人事管理・設備管理					
アウトプット	・売上高 ・利益 ・キャッシュフロー	・重機や車両の老朽化 ・機器類の故障	・ノウハウの更なる蓄積 ・知名度の上昇	・賃金の供給 ・知識やスキルの向上	・地域や取引先、協力企業との関係性の深化 ・新たな顧客との関係性構築	・事業活動による環境負荷 ・廃棄物の発生 ・CO_2排出
アウトカム	**・資金力増強による新たな受注** **・安定的な財務基盤の実現**	**・新たな設備の導入、設備更新** **・設備の廃棄**	**・ノウハウや技術力による高品質のサービス提供** **・地域課題解決への貢献**	**・雇用や生計の維持** **・従業員の働きがいの創出**	**・地域の業界発展** **・地域発展、まちづくりへの貢献**	**・環境負荷への対応コスト増加** **・CO_2排出による環境破壊の進行**

（3）インパクトの特定

以上の分析を踏まえ、事業や取り組みによるインパクトを以下のように特定した。

取組内容	特定するインパクト
■ 再造林事業を通じた森林の再生	PI：気候の安定性
■ 環境に配慮した事業活動	NI：気候の安定性、大気、土壌、資源強度、廃棄物
■ 廃棄物削減への取り組み	NI：資源強度、廃棄物
■ 土壌の保護・生物への住処の提供	PI：土壌、生物種、生息地 NI：自然災害、生物種、生息地
■ バイオマス燃料としての木質チップ生産	PI：エネルギー、資源強度
■ 住環境整備への貢献	PI：住居、気候の安定性、資源強度
■ 安心安全な労働環境の整備	NI：健康および安全性
■ 働きやすい労働環境の整備	PI：雇用、賃金 NI：社会的保護
■ 従業員のスキルアップ支援	PI：教育 NI：社会的保護

インパクトレーダーにより特定されたものの、インパクトとして特定しないものは以下の通り。

大分類	削除するインパクト	PI/NI	削除理由
社会	紛争	NI	• 入札や業務委託契約等に基づいて事業活動を行っており木材の採取により紛争等が発生する可能性はないため。
	現代奴隷	NI	• 法令やコンプライアンスを遵守した雇用を行っており、事業活動の中で強制労働を強いることはないため。
	児童労働	NI	• 法令やコンプライアンスを遵守した雇用を行っており、児童や未成年を事業に従事させることはないため。
	水	NI	• 伐採量と同程度の植林を行うことで、水源の涵養機能の維持を図っているため。
	住居	NI	• 伐採に関する影響調査の実施により、地域の住環境に対して悪影響を及ぼすことはないため。
	賃金	NI	• 地区内の業界水準を上回る賃金水準かつ収入も安定的であるため。
	ジェンダー平等	NI	• 伐採作業等に従事する女性従業員はいないが、性別に関係なく全従業員が活躍できる職場環境づくりを行っているため。
	民族・人種平等	NI	• 外国人労働者は雇用していないが、民族や人種による差別のない多様な人材が活躍できるような環境整備を行っているため。
	その他の社会的弱者	NI	• 障がい者は雇用していないが、障がいやLGBTQ+等による差別のない多様な人事が活躍できるような環境整備を行っているため。
経済	零細・中小企業の繁栄	PI	• 取引先は大手が中心であり、零細・中小企業との取引は限定的であるため。

最終的に特定された当社のインパクトは以下の通り。

当社全体			修正前		⇒	修正後	
大分類	インパクトエリア	インパクトトピック	PI	NI		PI	NI
社会	人格と人の安全保障	紛争		●			
		現代奴隷		●			
		児童労働		●			
		データプライバシー					
		自然災害		●			●
	健康および安全性	–		●			●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水		●			
		食料					
		エネルギー				●	
		住居	●	●		●	
		健康と衛生					
		教育				●	
		移動手段					
		情報					
		コネクティビティ					
		文化と伝統					
		ファイナンス					
	生計	雇用	●			●	
		賃金	●	●		●	
		社会的保護		●			●
	平等と正義	ジェンダー平等		●			●
		民族・人種平等		●			
		年齢差別					
		その他の社会的弱者		●			●
経済	強固な制度・平和・安定	法の支配					
		市民的自由					
	健全な経済	セクターの多様性					
		零細・中小企業の繁栄	●			●	
	インフラ	–					
	経済収束	–					
環境	気候の安定性	–	●	●		●	●
	生物多様性と生態系	水域					
		大気					●
		土壌	●			●	●
		生物種	●	●		●	●
		生息地	●	●		●	●
	サーキュラリティ	資源強度		●		●	●
		廃棄物		●			●

（4）インパクトニーズの確認

A.日本におけるインパクトニーズ

「SDGs インデックス＆ダッシュボード」を参照し、国内のインパクトニーズと当社のインパクトを確認する。

「SDGs インデックス＆ダッシュボード 2026」は、SDGs の 17 の目標別に日本の達成度を表している。「緑は目標達成」、「黄は課題が残る」、「橙は重大な課題が残る」、「赤は深刻な課題が残る」としている。

当社のインパクトに対する「8,11,12,13,15」の SDGs 目標に対して、日本のインパクトニーズでは、「8」においては「課題は依然として残っている」、「11,12」においては「重大な課題が依然として残っている」、「13,15」においては「大きな課題が残っている」となっており、国内のインパクトニーズと当社のインパクトが一定の関係性があることを確認した。

（出所）SDGs インデックス＆ダッシュボードより引用

B.青森県におけるインパクトニーズ

当社の主な事業エリアである青森県では、「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」（2024－2028）を策定している。当計画の推進にあたっては、SDGs 17 のゴールとの関連性を念頭に各事業を企画・立案し、SDGs の理念を踏まえながら各種施策を展開し、SDGs の取組主体となる市町村や企業、関係団体等への情報発信や、取り組みを「見える化」する制度の運用等により、県民の SDGs に対する認知度向上と主体的な取り組みを促していくものと記載されている（第 6 章「計画の推進」）。

今回特定した当社のインパクトに対する SDGs のゴールは、「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」とも概ね整合しており、当社の取り組みは青森県においても重要度が高いものと判断できる。

3 SDGsの理念を踏まえた各種施策の展開

グローバル化が進展する中で、経済・社会・環境をめぐる広範な課題を統合的に解決することを目指すSDGs（持続可能な開発目標）への取組が、国際社会全体で進められています。SDGsの17のゴール（目標）の達成に向けては、一人ひとりが自分事として考え、行動することが重要であるとともに、これら17のゴール（8つの優先課題[49]を含む）はこの計画における各政策・施策とも関わりが深いものとなっていることから、計画の推進に当たっては、SDGsの17のゴールとの関連性を念頭に各事業を企画・立案し、SDGsの理念を踏まえながら各種施策を展開します。

また、SDGsの取組主体となる市町村や企業、関係団体等への情報発信や、「青森県SDGs取組宣言登録制度」の運用等により、県民のSDGsに対する認知度向上と主体的な取組を促していきます。

参考：青森県基本計画の政策体系とSDGsの8つの優先課題との関連

SDGsの8つの優先課題	1 あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現	2 健康・長寿の達成	3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション	4 持続可能で強靭な国土と質の高いインフラの整備	5 省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会	6 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全	7 平和と安全・安心社会の実現	8 SDGs実施推進の体制と手段
所得向上と経済成長	●		●					
健康を支える医療環境の向上と共生社会の実現	●	●					●	
こどもの健やかな成長	●	●	●				●	
自然環境との調和とその活用	●		●		●	●		●
国内外とつながる交流・物流の拡大	●		●	●				
持続可能な地域社会の形成	●		●				●	
安全で利便性の高いインフラの整備	●		●	●	●		●	
計画の推進	●							●

※●は特に関連性の強い項目

49 8つの優先課題：国は、「SDGs実施指針」において、SDGsの17のゴールと169のターゲットのうち、日本として特に注力すべきものとして8つの優先課題を決定しています。

（出所）青森県基本計画より引用

C.当行が認識する社会課題との整合性

当行親会社であるプロクレアホールディングスでは、2022 年４月に「サステナビリティ方針」を策定し、持続可能な地域社会の実現に貢献することを目指している。2024 年２月にはプロクレアグループが地域課題の解決を目的として、事業活動において優先的に取り組むべきマテリアリティ（重要課題）を特定し、各マテリアリティに関連してプロクレアグループの事業活動が地域に対しどのようなインパクトを与えるのかを整理するとともに、プロクレアグループの主要な取り組みについて KPI を設定している。

当社の特定したインパクトと当行のサステナビリティ方針は方向性が一致しており、全体的に整合的であると言える。

プロクレアホールディングス　サステナビリティ方針

彩り豊かな未来を、次の世代に

私たちは、愛する“ふるさと”を美しいまま
次の世代に受け継いでいくため、
彩り豊かな未来の創造に向けて挑戦してまいります。
地域におけるあらゆる課題や無限の可能性と向き合い、
環境、社会、ガバナンスの観点から持続可能な事業活動を通して
皆さまとともに歩み続けます。

地域課題を踏まえたマテリアリティ

（※）<サステナブルファイナンスの定義>
環境課題や社会課題を解決し、持続可能な社会を実現するための投融資

テーマ	マテリアリティ	概　要	主な取り組み項目	実績（2024年度までの累計）／KPI（2030年度末まで）	地域へのアウトカム
地域経済	地域経済活性化の支援	●人口減少や少子高齢化等の社会課題に直面する地域・取引先を多面的に支援し、地域経済の活性化を牽引する。	●社会課題解決に取り組む企業の伴走支援 ●金融教育の提供	サステナブルファイナンス※実行額 1,267億円／6,000億円 創業・新事業展開支援件数 1,207件／6,000件 事業承継・M&A支援件数 1,039件／4,000件 人材紹介支援件数 78件／500件	●事業先数の増加 ●後継者不在を理由にした廃業先の減少 ●県内就業者の増加 ●金融リテラシー向上と安定的な資産形成の実現
	地域資源の付加価値向上	●歴史・文化や人材をはじめとする有形・無形の地域資源の付加価値向上や、新たな地域資源の発掘に取り組む。 ●地域の行政やコミュニティ・若者等と、地域資源活用に向け協働する。	●地域の持続可能性向上に向けた地公体との連携 ●地域資源を有効活用する新規事業発掘 ●地域のDX推進の支援	新規事業シーズ発掘件数 6件／100件	●地域資源を有効活用した新規事業の増加 ●高いスキルを持つ人材の県内での活躍 ●ふるさとの魅力向上
自然環境	気候変動・脱炭素への対応	●当社グループのGHG排出量削減に取り組む。 ●地域・取引先の気候変動対策への取り組みを推進する。	●サステナブルファイナンス（うち環境分野）の推進 ●TCFD:Scope1～3のGHG排出量の算定と削減策推進 ●取引先との気候変動対応に向けた対話促進	サステナブルファイナンス実行額（うち環境分野） 404億円／2,000億円 Scope1、2削減 2030年度までに2013年度比 ▲43.0%／▲55%	●青森県のGHG排出量削減目標（2013年度→2030年度で51.1%削減）、2050年カーボン・ニュートラルの達成 ●気候変動対応や脱炭素に取り組む取引先の増加、地域のレジリエンス強化
	自然環境保全への貢献	●自然環境・生物多様性の保全に取り組む。 ●自然環境と支え合う関係にある農林水産業の持続的な発展を支援する。	●サステナブルファイナンス（うち農林水産分野）の推進 ●農林水産業スマート化支援 ●森林保全や海岸美化活動への取り組み	サステナブルファイナンス実行額（うち農林水産分野） 106億円／1,000億円	●農林水産業の生産性向上 ●森林保全、海岸美化の進展
人的資本	自律人材の育成・活躍促進	●職員の成長マインドの醸成と成長機会の提供により、一人ひとりの自律的な専門性向上・能力発揮を促す。	●職員の自律的キャリア形成の支援 ●経営戦略に沿ったスキルの習得支援 ●リスキリング促進や外部スキルの取り込みによる人材活用領域の拡大 ●地域課題解決に向けた人材活躍の支援	サステナビリティ関連資格取得者数 265人／500人	●高いスキルや専門性を活用した、地域課題の解決に向けた取り組みの進展 ●職員のエンゲージメント向上、定着率向上
	ダイバーシティ&インクルージョンの推進	●職員の働きやすい環境、柔軟な働き方の整備、及び活躍機会の提供により、多様な人材の活躍を推進する。 ●多様性を活かす取り組みについて情報発信を行い、地域におけるD&Iをリードしていく。	●働きやすい環境の整備 ●柔軟な働き方の推進（フレックスタイム・テレワーク等） ●シニア・障がい者雇用 ●D&Iの取り組みに係る対外情報発信	管理職以上に占める女性の割合 21.8%／2030年3月末において30%以上	●地域におけるD&Iの浸透 ●シニア・障がい者の雇用促進

（出所）株式会社プロクレアホールディングス「統合報告書 2025」より引用

（5）インパクトの評価

特定したインパクトの発現状況をファイナンス後に測定可能なものとするため、それぞれに対し、目標と KPI を設定する。

■ 再造林を通じた森林の再生

インパクトの種類	環境面において PI を増大
インパクトカテゴリ	PI：気候の安定性
関連する SDGs	
目標と KPI	① 再造林実施率の 100%維持 KPI：毎年度 100%（2025 年度実績：100%）

■ 環境に配慮した事業活動

インパクトの種類	環境面において NI を低減
インパクトカテゴリ	NI：気候の安定性
関連する SDGs	
目標と KPI	① CO_2 排出量の算出 KPI：2027 年度までに実施（2025 年度実績：未計測） ② CO_2 排出量の削減に向けた計画の策定 KPI：2028 年度までに策定（2025 年度実績：未策定） ③ CO_2 排出量削減計画に基づいた取り組みの実施 KPI：毎年度の実施（2025 年度実績：未着手）

■ 廃棄物削減への取り組み

インパクトの種類	環境面において NI を低減
インパクトカテゴリ	NI：資源強度、廃棄物
関連するSDGs	
目標とKPI	① 林地残材回収率 100%の維持 KPI：毎年度 100%（2025 年度実績：100%）

■ 安心・安全な職場環境づくり

インパクトの種類	社会面において NI を低減
インパクトカテゴリ	NI：健康および安全性
関連するSDGs	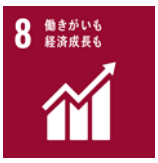
目標とKPI	① 休業 4 日以上の労働災害発生防止 KPI：毎年度 0 件（2025 年度実績：0 件） ② 平均有給休暇取得率の増加 KPI：毎年度 100%（2025 年度実績：96.79%）

【特定したネガティブインパクトに対して KPI を設定しない理由】

大分類	インパクト	KPIを設定しない理由
社会	自然災害	• 森林整備や治山事業を通じて土砂災害などの自然災害の発生防止や減災対策に貢献しているため。
	社会的保護	• 法定水準以上の福利厚生を整備している他、業務上必要な資格や講習についての費用は、会社が全額負担を行っているため。
環境	大気	• 環境関連の法令等遵守や環境への影響を踏まえた事業実施により、自然環境や生物多様性への悪影響を十分に抑制しているため。
	土壌	
	生物種	
	生息地	
	廃棄物	• 伐採過程に発生した端材等は極力バイオマス燃料等に再使用することで廃棄物の発生を極力抑えているため。

3．モニタリング

（1）当社におけるモニタリング体制

当社では、本ファイナンスに取り組むにあたり、代表取締役 泉山 真一 氏が中心となり、インパクトの特定及び目標と KPI の策定を実施した。

本ファイナンス実行後においては、以下の通り担当者を定め、各 KPI の達成状況について定期的に管理・確認を行っていく方針である。

（KPI 管理責任者・モニタリング担当者）　　代表取締役　泉山　真一 氏

なお、各 KPI の達成状況については、決算期末より 4 ヶ月以内に当行に対して報告する予定である。

（2）当行によるモニタリング体制

PIF の契約期間中においては、本ファイナンスで策定した KPI の達成状況について、当社と当行が年 1 回以上の話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。KPI の進捗状況に応じて、当行は KPI の達成に向けたサポートを適宜実施する予定である。事業環境の変化等により当初設定した KPI が実情にそぐわなくなった場合は、当社と協議の上、再設定を検討する。

© Aomori Michinoku Bank, Ltd.

【本評価書に関する重要な説明】

1. 本評価書は、当行が現時点で入手可能な公開情報、当社から提供された情報や当社へのインタビューなどで収集した情報に基づいて、現時点での状況を評価したものであり、将来における実現可能性やポジティブな成果等を保証するものではありません。また、当行は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
2. 当行が本評価に際して用いた情報は、当行がその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、これらの情報の正確性について独自に検証しているわけではありません。これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明または保証をするものではありません。
3. 本評価書に関する一切の権利は当行に帰属します。評価書の全部または一部を自己使用の目的を超えての使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）、または使用する目的で保管することは禁止されています。

（本件に関するお問い合わせ先）
〒030-8668
青森県青森市橋本一丁目 9 番 30 号
株式会社青森みちのく銀行
法人コンサルティング部
プランナー　竹谷　公貴
アソシエイト　冨樫　龍也
TEL：017-777-1120

© Aomori Michinoku Bank, Ltd.

第三者意見書

2026 年 7 月 17 日

株式会社　日本格付研究所

評価対象： 有限会社泉山林業に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス
貸付人：株式会社青森みちのく銀行
評価者：株式会社青森みちのく銀行
第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社青森みちのく銀行（「青森みちのく銀行」）が有限会社泉山林業（「泉山林業」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、青森みちのく銀行による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。青森みちのく銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、これらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、青森みちのく銀行にそれを提示している。なお、青森みちのく銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな

成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。[1]

③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1　定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

青森みちのく銀行は、本ファイナンスを通じ、泉山林業の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、泉山林業がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

ポジティブ・インパクト金融原則 2　フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、青森みちのく銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

[1] 令和 3 年経済センサス-活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 青森みちのく銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

PIF評価体制図

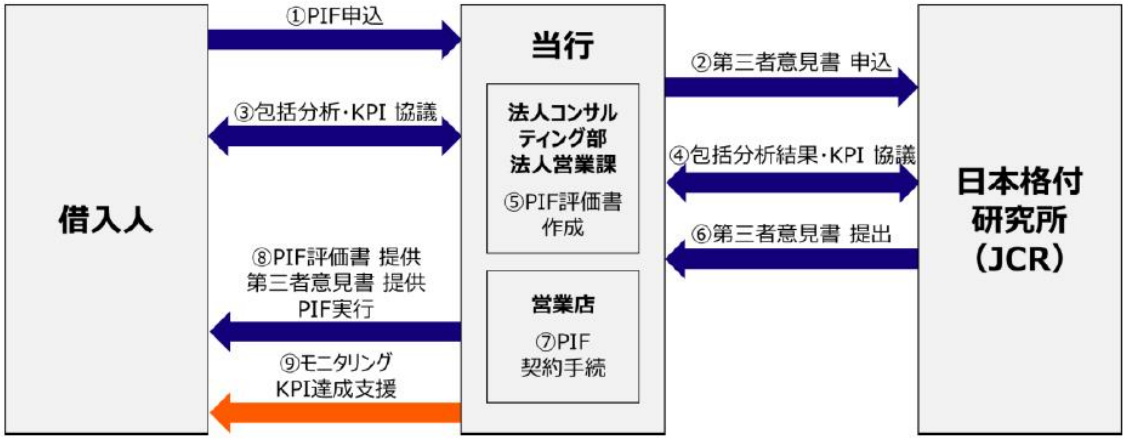

(出所：青森みちのく銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、青森みちのく銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、青森みちのく銀行内部の専門部署が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3　透明性
PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。
・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
・借入人による資金調達後のインパクトレポーティング

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て青森みちのく銀行が作成した評価書を通して青森みちのく銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4　評価
事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、青森みちのく銀行が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である泉山林業から貸付人・評価者である青森みちのく銀行に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

（第三者意見責任者）
株式会社日本格付研究所
サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池　理恵子

担当主任アナリスト

川越　広志

担当アナリスト

任田　卓人

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ
「ポジティブ・インパクト金融原則」
「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」
環境省　ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると默示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

・国連環境計画　金融イニシアティブ　ポジティブインパクト作業部会メンバー
・環境省　グリーンボンド外部レビュー者登録
・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録)　ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

・信用格付業者　金融庁長官（格付）第 1 号
・EU Certified Credit Rating Agency
・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ（http://www.jcr.co.jp/en/）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部　　TEL：03-3544-7013　FAX：03-3544-7026

株式会社日本格付研究所
Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者　金融庁長官（格付）第 1 号
〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8　時事通信ビル